

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（市道8013号線 土砂撤去工事）			
	業務概要	土砂撤去工事 一式 ・土砂撤去及び運搬 一式			
	契約金額	金925,100円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	契約締結日	令和3年7月3日			
	契約期間	令和3年7月3日 ~ 令和3年7月30日			
	契約の相手	館山市高井926番地 安房舗装土木 株式会社			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年7月3日の大雨により、市道8013号線の脇の法面が崩落した。崩落に伴い、市道が通行止めの状態となり、更なる被害を防ぐため、早急に撤去工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の安房舗装土木(株)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の安房舗装土木(株)と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（市道9043号線 土砂撤去工事）			
	業務概要	土砂撤去工事 一式 ・土砂撤去及び土のう設置 一式			
	契約金額	金341,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	契約締結日	令和3年7月3日			
	契約期間	令和3年7月3日 ~ 令和3年7月30日			
	契約の相手	館山市高井926番地 安房舗装土木 株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年7月3日の大雨により、市道9043号線の法面の土砂が流出した。流出に伴い、隣接する水田に被害を与えている状態となり、更なる被害を防ぐため、早急に撤去工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の安房舗装土木(株)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の安房舗装土木(株)と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	市道242号線 流末修繕工事			
	業務概要	・舗装復旧 一式 ・流末側溝壁部 取壊し, 復旧, 補修 ・手摺設置工一式			
	契約金額	金627,000円 (消費税及び地方消費税を含む)			
	契約締結日	令和3年8月11日			
	契約期間	令和3年8月11日 ~ 令和3年10月29日			
	契約の相手	館山市正木828-4 睦建設株式会社			
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

市道242号線道路側溝の流末の既設側溝壁にクラックが入っていることが判明し、この状態で交通開放を行うと、重大事故が発生する可能性があるため、緊急に修繕工事を行う必要がある。
当該業者は、市道242号線の上流の側溝整備工事を行っていた業者であり、現場周辺の状況を熟知しており、早急に対応可能な業者である。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（正木地内法定外道路 法面復旧工事）			
	業務概要	法面復旧工事 一式 ・方塊ブロック設置（500×500×500） 95個			
	契約金額	金1,930,500円（消費税及び地方消費税の額を含む）			
	契約締結日	令和3年7月1日			
	契約期間	令和3年7月1日 ~ 令和3年7月30日			
	契約の相手	館山市正木828番地の4 睦建設 株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年7月1日の大雨により、正木地内法定外道路の法面が崩落した。崩落に伴い、法定外道路の通行に支障が生じている。更なる被害を防ぐため、早急に復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の睦建設(株)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の睦建設(株)と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
観光みなと課

契約内容	契約件名	“渚の駅” たてやま自動ドア修繕工事		
	業務概要	“渚の駅” たてやま 風除室 自動ドア修繕 1箇所		
	契約金額	金415,800円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和3年8月19日		
	契約期間	令和3年8月19日	～	令和3年9月30日
	契約の相手	千葉市中央区宮崎二丁目6番4号 ナブコシステム（株） 東関東支店		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【3者以上見積比較】		
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下	
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下	
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下	
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				

随意契約理由

担当課において3社へ見積書の提出を依頼。提出のあったもののうち、最も価格の低かったナブコシステム（株）と契約するものとする。

様式3

随意契約理由書

担当課
建築施設課

契約内容	契約件名	神余小学校保健室空調機設置工事	
	業務概要	神余小学校保健室に空調機を設置する。	
	契約金額	金411,400円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年8月27日	
	契約期間	令和3年8月27日 ~ 令和3年10月29日	
	契約の相手	館山市那古1019番地 （有）八幡電気	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【3者以上見積比較】	
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
担当課において3者から見積書の提出を受け、最も価格の低かった有限会社 八幡電気と随意契約を締結する。			

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（準用河川作名川 倒木等撤去工事）		
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去及び運搬・処分 一式		
	契約金額	金972,400円(消費税及び地方消費税の額を含む)		
	契約締結日	令和3年7月3日		
	契約期間	令和3年7月3日 ~ 令和3年8月10日		
	契約の相手	館山市大井697番地 (有)和田造園		
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の売払い 30万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の貸付け 30万円以下 物件の借入 40万円以下 その他のもの 50万円以下			
	2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	9号 落札者が契約を締結しないとき			
	随意契約理由			
<p>令和3年7月3日の大雨により、準用河川作名川に竹木等の倒木が発生した。倒木に伴い、河道が狭隘し流れを阻害しており、大変危険な状態となっている。隣接する法定外道路及び民地への更なる被害を防ぐため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)和田造園は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)和田造園と随意契約を締結するものである。</p>				

様式 3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（普通河川洲宮川 護岸復旧工事）			
	業務概要	護岸復旧工事 一式 ・土工 一式 ・方塊ブロック設置（500×500×500）：支給品 N = 76個 ・吸出し防止材設置：支給品 一式			
	契約金額	金1,361,800円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	契約締結日	令和3年7月3日			
	契約期間	令和3年7月3日 ~ 令和3年8月30日			
	契約の相手	館山市正木828番地の4 睦建設 株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年7月3日の大雨により、普通河川洲宮川に護岸崩落が生じ、隣接する道路及び農地が大変危険な状況となっている。更なる被害を防止するため、機能回復を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の 睦建設(株) は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の 睦建設(株) と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（市道3071号線 道路法面復旧工事）			
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・土工（法面整形含む） ・耐候性大型土のう設置 一式 一式			
	契約金額	金655,600円（消費税及び地方消費税の額を含む）			
	契約締結日	令和3年7月3日			
	契約期間	令和3年7月3日 ~ 令和3年8月30日			
	契約の相手	館山市船形263番地 倉持工業 株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年7月3日の大雨により、市道3071号線の脇の法面が崩落した。市道及び隣接する耕作地への更なる被害を防止するため、機能回復を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の倉持工業（株）は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の倉持工業（株）と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課

農水産課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（川名地内 農道補修工事）			
	業務概要	災害復旧工事 ・農道補修工事 一式			
	契約金額	金979,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年7月20日			
	契約期間	令和3年7月20日 ~ 令和3年10月29日			
	契約の相手	館山市船形263 倉持工業株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年7月3日の大雨により、農道の一部が崩壊し、この農道を利用している農業者の営農に支障が生じている。早急に現状復旧し営農活動が再開できるようにするため、随意契約により緊急応急工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の倉持工業(株)と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課

農水産課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（洲宮地内 農道補修工事）	
	業務概要	災害復旧工事 ・農道補修工事 一式	
	契約金額	金344,300円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年8月5日	
	契約期間	令和3年8月5日 ~ 令和3年9月30日	
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>令和3年7月3日の大雨により、農道の一部が崩壊し、この農道を利用している農業者の営農に支障が生じている。早急に現状復旧し営農活動が再開できるようにするため、随意契約により緊急応急工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。</p>			

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（普通河川どんどん川 倒木等撤去工事）			
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去及び運搬・処分 一式			
	契約金額	金2,262,700円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	契約締結日	令和3年7月3日			
	契約期間	令和3年7月3日 ~ 令和3年7月30日			
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設 有限会社			
	根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」		不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき			
3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」					
4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」		新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき					
6号 競争入札に付することが不利と認められるとき					
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき					
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年7月3日の大雨により、普通河川どんどん川に倒木及び法面の崩落が発生した。倒木及び崩落に伴い、河道を狭めて流れを阻害しており、大変危険な状態となっている。隣接する農道及び民地への更なる被害を防ぐため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の新和緑地建設(有)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の新和緑地建設(有)と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課

農水産課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（東長田地内 農道補修工事）	
	業務概要	災害復旧工事 ・農道補修工事 一式	
	契約金額	金353,100円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年8月5日	
	契約期間	令和3年8月5日 ~ 令和3年9月30日	
	契約の相手	館山市北条1890番地 株式会社山崎工務店	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>令和3年7月3日の大雨により、農道の一部が崩壊し、この農道を利用している農業者の営農に支障が生じている。早急に現状復旧し営農活動が再開できるようにするため、随意契約により緊急応急工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の(株)山崎工務店と随意契約を締結するものである。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課

農水産課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（布沼地内 農業用水路補修工事）			
	業務概要	災害復旧工事 ・農道補修工事 一式			
	契約金額	金583,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年8月5日			
	契約期間	令和3年8月5日 ~ 令和3年9月30日			
	契約の相手	館山市北条1890番地 株式会社山崎工務店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
令和3年7月3日の大雨により、農業用水路の一部が崩壊し、この農業用水路を利用している農業者の営農に支障が生じている。早急に現状復旧し営農活動が再開できるようにするため、随意契約により緊急応急工事を行うものとする。 本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の(株)山崎工務店と随意契約を締結するものである。					

様式3

随意契約理由書

担当課
農水産課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（布沼地内 農道補修工事）			
	業務概要	災害復旧工事 ・農道補修工事 一式			
	契約金額	金1,057,100円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年8月5日			
	契約期間	令和3年8月5日 ~ 令和3年9月30日			
	契約の相手	館山市北条1890番地 株式会社山崎工務店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

令和3年7月3日の大雨により、農道の一部が崩壊し、この農道を利用している農業者の営農に支障が生じている。早急に現状復旧し営農活動が再開できるようにするため、随意契約により緊急応急工事を行うものとする。

本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の(株)山崎工務店と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
農水産課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（宮城地内 農業用水路補修工事）			
	業務概要	災害復旧工事 ・農業用水路補修工事 一式			
	契約金額	金3,124,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年8月5日			
	契約期間	令和3年8月5日 ~ 令和3年10月8日			
	契約の相手	館山市北条2157 本多建設株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

令和3年7月3日の大雨により、農業用水路の一部が崩壊し、この農道を利用している農業者の営農に支障が生じている。早急に現状復旧し営農活動が再開できるようにするため、随意契約により緊急応急工事を行うものとする。

本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の本多建設(株)と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（市道7031号線 倒木等撤去工事）			
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去 一式			
	契約金額	金374,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	契約締結日	令和3年9月10日			
	契約期間	令和3年9月10日 ~ 令和3年9月30日			
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設 有限会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年9月9日の大雨により、市道7031号線に倒木が発生した。倒木に伴い、車両の通行に支障となり、大変危険な状況となっている。更なる被害を防止するため、撤去工事を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の新和緑地建設(有)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の新和緑地建設(有)と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（普通河川坂井川 護岸復旧工事）			
	業務概要	護岸復旧工事 一式		N=1式	
		・土工		N=40個	
		・方塊ブロック設置（支給：裏コン有18-8-25 500×500×500）		N=1式	
		・間詰コンクリート打設（18-8-25）		N=1式	
		・コンクリート舗装（18-8-25）		N=1式	
	契約金額	金1,998,700円(消費税及び地方消費税の額を含む)			
	契約締結日	令和3年7月3日			
	契約期間	令和3年7月3日 ~ 令和3年10月22日			
	契約の相手	千葉県館山市船形263番地 倉持工業 株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>令和3年7月3日の大雨により、普通河川坂井川に護岸崩落が生じ、隣接する道路及び宅地が大変危険な状況となっている。更なる被害を防止するため、機能回復を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の倉持工業(株)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の倉持工業(株)と随意契約を締結するものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（市道9010号線 道路法面復旧工事）			
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・法面保護シート N = 1式（50-ℓ） ・耐候性大型土のう N = 8袋			
	契約金額	金1,184,700円（消費税及び地方消費税の額を含む）			
	契約締結日	令和3年7月3日			
	契約期間	令和3年7月3日 ~ 令和3年11月8日			
	契約の相手	館山市亀ヶ原890番地の1 株式会社 岡部建設			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
令和3年7月3日の大雨により、市道9010号線の法面が崩落した。該当地は令和元年台風により崩落した法面をコンクリートブロック積にて復旧したすり付け箇所になる。崩落に伴い、道路下の土砂が流出し、危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の㈱岡部建設は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。					